

発議第3号

平成24年12月26日

愛西市議会議長 加賀博 殿

議会運営委員会
委員長 大宮吉満

愛西市議会会議規則の一部改正について

愛西市議会会議規則（平成17年愛西市議会規則第1号）の一部改正を
愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市議会規則第2号

愛西市議会会議規則の一部を改正する規則

愛西市議会会議規則（平成17年愛西市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第9節 会議録（第76条—第80条）

第2章 委員会

第1節 総則（第81条—第85条）

第2節 審査（第86条—第102条）

第3節 秘密会（第103条・第104条）

第4節 発言（第105条—第116条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第117条・第118条） を

第6節 表決（第119条—第128条）

第3章 請願（第129条—136条）

第4章 辞職及び資格の決定（第137条—第141条）

第5章 規律（第142条—第150条）

第6章 懲罰（第151条—第156条）

第7章 議員の派遣（第157条）

第8章 補則（第158条）

」

「

第9節 公聴会、参考人（第76条—第82条）

第10節 会議録（第83条—第87条）

第2章 委員会

第1節 総則（第88条—第92条）

第2節 審査（第93条—第109条）

第3節 秘密会（第110条・第111条）

- 第4節 発言（第112条—第123条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第124条・第125条） に
- 第6節 表決（第126条—第135条）
- 第3章 請願（第136条—143条）
- 第4章 辞職及び資格の決定（第144条—第148条）
- 第5章 規律（第149条—第157条）
- 第6章 懲罰（第158条—第163条）
- 第7章 議員の派遣（第164条）
- 第8章 補則（第165条）

」

改める。

第16条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第36条第1項中「第132条」を「第139条」に改める。

第8章中第158条を第165条とする。

第7章中第157条を第164条とする。

第6章中第156条を第163条とし、第152条から第155条までを7条ずつ繰り下げる。

第151条第2項ただし書中「第104条」を「第111条」に改め、同条を第158条とする。

第5章中第150条を第157条とし、第142条から第149条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第141条を第148条とし、第137条から第140条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第136条を第143条とし、第129条から第135条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第128条を第135条とし、第119条から第127条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第118条を第125条とし、第117条を第124条とする。

第2章第4節中第116条を第123条とし、第105条から第115条ま

でを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第104条を第111条とし、第103条を第110条とする。

第2章第2節中第102条を第109条とし、第97条から第101条までを7条ずつ繰り下げる。

第96条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改め、同条を103条とする。

第95条を第102条とし、第86条から第94条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第85条を第92条とし、第81条から第84条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第80条を第87条とし、第76条から第79条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第76条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第79条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第80条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第81条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第82条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、第79条、第80条及び第81条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。